

議案第 93 号

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 8 月 31 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成 26 年伊賀市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 27 条第 1 項に規定する評価書に記載された同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。